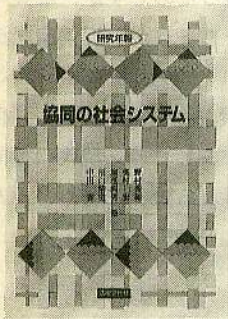


## 書評

## 『協同の社会システム』

野村 秀和 編集代表 法律文化社  
定価2500円 260頁

堀越 芳昭 (山梨学院大学)



『協同の社会システム』とはきわめて魅力的なタイトルであり、評者もそれを目にしたとき即座に手にしたほどであった。実際、本書はそうした期待に十

分応えられていると思う。本書は京都「くらしと協同の研究所」(1993年創立)の『年報』創刊号として出版されたものであるが、同研究所設立前に出版された前著野村秀和編『生協21世紀への挑戦』(大月書店、1992年)の継続・発展として位置付けることができる。というのは、前著は生協を対象として「協同の経済システム」を構想することに主眼をおいていたが、その結章第3節「協同の社会システムの構築をめざして」(久保建夫)で、「協同の経済システム」を基礎として、ゆるやかで自由な創造性と自発性のある活動のネットワークとして形成される「協同の社会システム」の構築という課題を提起したことに発しているからである。しかし、「協同の社会システム」とは何であり、ここにいう「協同のシステム」、「協同の経済システム」と「協同の社会システム」はどのような関連にあるのかについては、残されたままであった。本書は前著の課題を引き継いで「協同の社会システム」そのものの議論のスタートきったものである(浜田政好、川口清史)が、前述の3つのシステムの関連については重要な示唆が随所にちりばめられているものの、本格的な検討はこれからであるという印象は免れない。

本書の構成は、前半が報告と討論のシンポジウム記録であり、後半は個別論文からなっている。

シンポジウムの報告では、協同組合の基本的価値に立脚した本来の協同組合が発達し、NPOや「社会的経済」を含めて「社会的セクター」が構想され(川口)、大企業体制の崩壊と新しい企業

像の構築が提起され(奥村)、公民二分法ではなく分節的多元的公共の世界、参加と自己決定によるシステムをが構想され(加茂)、公共的な地域共同管理を固有の目的とする住縁アソシエーション(町内会)と多様なアソシエーション(とくに協同のそれである協同組合)とが共に発展する方向が提起された(中田)。ここにはそれぞれの専門領域から「協同の社会システム」に対する共通の問題意識をみることができる。

しかし、奥村氏の報告や討論で示された、協同組合が「規模の経済」を追求し大企業信仰に陥っていることについて、見解は大きく対立していた(51~57頁)。この点で京都の研究者がめざす、「多数派形成」、「消費者の組織化」や「消費の組織化」といった課題について奥村氏のコメントが欲しかったところであるが、奥村氏は、単に量の問題ではなく思想と原理といった質の問題であり、いま求められているのは自立化し協同する個人の形成といった新しい思想・原理である、とたぶん応えたであろう。そうであるならば、この点では各論者は対立しているとはいえないが、つめた検討を要する問題であるのは確かである。

個別論文では、コミュニティ論(小木曾)が近代化論としての地域論を越えて、地域性(組織原理)と公共性(機能原理)から、「地域的公共関係」として町内会・自治会を位置付け、地域社会を社会的共同消費手段の利用の物質的単位と定義づけ、その集団的管理主体の自覚的形こそがコミュニティの形成であると主張する。ここでは町内会・自治会の共同開発と生協その他の有志組織の協同関係との相互発展的関係について論及されており(81~85頁)、前述した「協同の経済システム」と「協同の社会システム」との関連についての貴重な示唆が含まれているように思われる。

鈴木論文(福祉)、日野論文(医療)、上野論文(住宅)、中西論文(地域医療)は、それぞれの

社会的課題において、協同組合原理・協同組合方式の必要性を明らかにしている。

角田論文は諸個人の「自立と協同を原理とする社会」を「協同社会の経済システム」として構想する立場から、アメリカのラディカル派エコノミストの経済民主主義論を検討し、労働者所有企業の「民主的企業経営」を展望する。それによれば、労働者所有企業は低い監視コストと労働に対する動機づけの強さによって、つまり意思決定の民主的参加が生産性と労働者の満足の両方を増大させることによって、資本主義企業よりも効率的であるが、資本主義企業を凌駕するほどの力ももちえないという彼らの悲観的な結論について、角田氏は経済民主主義の前進のなかで異なる可能性（労働者所有企業の発展）を否定するものではない（185頁）としているが、それ以上の突っ込んだ検討はない。問題は彼らが悲観的な結論を導き出した根拠にあり、それを解決できるかどうかを検討されなければならないであろう。その根拠について彼らは労働者所有企業が資本へのアクセスを欠如し危険負担への偏見をもっているからであると指摘しているが、この問題は協同組合にとっては古くして新しい問題であって、協同組合の資本形成と協同組合間協同の問題であるということができよう。すなわち、協同組合の思想や理論、協同組合の資本論や協同組合セクター論からこの問題の解決方向は見いだされるのではなかろうか。

川口論文はアメリカの非営利セクター論を検討し、非営利セクターの特徴としてアメリカの多数説が主張する、①制度化（法人化）、②民間組織、③利潤の非分配、④自己統治、⑤自発性を優れた定義として高く評価している（200頁）。川口氏は近著『非営利セクターと協同組合』（日本経済評論社、1995年）でよりいっそうこのテーマを展開して、「社会的経済（エコノミー・ソシアル）論とともに「非営利セクターとしての協同組合」を展望し、非営利セクター・協同組合が「協同セクター」を構成するとしている（200頁）が、これは先の「協同組合システム」のことと理解してよいのであろうか。それとも「協同の社会システ

ム」であろうか。重要な問題は、川口氏も指摘しているように、アメリカの非営利セクター研究者やヨーロッパの協同組合マネージャーの多くが、協同組合を非営利セクターではなく、企業セクターとしてみなしているところにあり、その根拠と問題点こそが解明されなければならないと思われる。その場合問題になるのは、協同組合における「出資利子制限」や「剰余金の分配」の問題、総じて協同組合の資本論と利潤論の問題であるのは間違いない。この問題の突っ込んだ検討が不可欠であろう。この点について氏は新著で、非営利の定義として、「剰余の分配だけではなく、あるいはそれ以上に、意思決定のあり方、その権限の所在や基準が問題になる」（10頁）、「理論的には問題は意思決定システムであって、出資と意思決定が切り離されていれば、協同組合のあり方にかかわることはない」（75頁）、としているが、はたしてそう割り切ることができるであろうか。資本と利潤の問題は、単なる財務問題ではなく協同組合の所有論にかかわる重要問題であって、意思決定を内実化するものであり意思決定する重要な内容であるというべきであろう。氏においては、事実上、協同組合の資本と利潤について重きをおいていないように思われる。

最後に同書には田中秀樹氏の書評が収められており、要を得たコメントが与えられ参考になる。しかし、協同組合を一般的・歴史貫通的なものとしてではなく常に歴史的なものとしてとらえるべきである（238頁）とか、「社会的経済」論や協同組合セクター論には協同組合主義の特徴を帯びている（239頁）という批判は的を射ていないのではないか。同書の「協同の社会システム」について「協同組合社会」（協同組合主義）をめざすのかという反応があったようであるが（6頁）、田中氏もそれと同様である。

しかし新しい試みはある種の冒険を伴うものであり、万全を期すとしても、それを避けてはなにも生み出されないのではなかろうか。その突っ込みに不満はあるが、新しい試みとして本書の目指すものは高く評価されてよいであろう。